



耕作放棄地の再生・利用を支援します！

大山町地域耕作放棄地対策協議会（事務局：大山町農林水産課内）では、国の緊急対策として、農振農用地区域内の耕作放棄地を再生利用する農業者などの取り組みを支援します。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の耕作放棄地（保安全管理が行われていなかった又は保安全管理の水準が低かった農地）

【対象者】

- 対象農地を賃借権や使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託などにより、再生年度から5年間以上耕作する農業者または農業者などの組織する団体など（土地所有者は支援対象となりません）
- 下記支援内容のうち『土壌改良』および『営農定着』については、自助努力などで総費用60,001円以上の再生作業がなされたことが確認できる場合も対象

【支援内容】（国交付金事業）

まずは草刈りから始めよう

- 再生作業（障害物除去・深耕・整地など）への支援 → 1年間

再生作業の総費用（荒れ具合）に応じ下記の支援が受けられます。

- ①再生作業総費用 60,001円/10a ~ 100,000円/10a の場合 **3万円**/10a
- ②再生作業総費用 100,001円/10a 以上の場合 **5万円**/10a
- ③重機などを用いて行う再生作業の場合 再生作業総事業費の **1/2** 助成

※国交付金事業（再生作業）補助残に県・町の追加支援も検討中です。

次は土づくりをしよう

- 土壌改良（肥料・有機質資材の投入、緑肥作物の栽培など） → 最大2年間
一律 **2.5万円**/10a

作付けを始めよう

- 営農定着（営農資機材などの調達、導入作物の絞り込み・適正確認など） → 1年間
一律 **2.5万円**/10a

※ただし、主食用米や水田等有効活用促進交付金の対象作物（大豆・麦・飼料作物・米粉・飼料用米）を作付けする場合および農業体験施設（市民農園など）を設置する場合は対象外。



※ 申し込みいただいた農地は、協議会で審査を行います。審査によっては、該当にならない場合もあります。



荒れた農地を再生しよう

※ 問い合わせ・申し込みについては、**大山町地域耕作放棄地対策協議会事務局**（大山町農林水産課内0858-58-6116）に**7月31日までに** お願いします。

※ 事業については、JAそよかぜにも掲載予定です。